

フィリピンにおける Covid-19 に関連する法令等について (2020 年 6 月 22 日時点)

フィリピンにおける Covid-19 対策は、ドゥテルテ大統領が 2020 年 3 月 16 日に Proclamation 第 922 号を公布し、Covid-19 のための 6 ヶ月間の災害状態宣言を全土に対して行うとともに、3 月 17 日午前 0 時から 4 月 12 日までの間、ルソン島において強化されたコミュニティ隔離措置 (Enhanced Community Quarantine; ECQ) を行うことを宣言しました。

その後、隔離措置は全土に拡大され、隔離措置の内容も地域に応じて区別されることとなりましたが、6 月 15 日にドゥテルテ大統領が声明を発表し、6 月 16 日からは、セブ市が強化されたコミュニティ隔離措置 (Enhanced Community Quarantine) の対象地域に再度指定され、タリサイ市が修正された強化されたコミュニティ隔離措置 (Modified Enhanced Community Quarantine; MECQ) の対象地域に再指定され、マニラ首都圏等は一般的なコミュニティ隔離措置 (General Community Quarantine; GCQ) の対象地域にとどまりました。それ以外の地域についてはさらに行動制限が緩和された修正された一般的なコミュニティ隔離措置 (Modified General Community Quarantine) の対象地域のままとりました。以下、フィリピンにおいて、Covid-19 対策のための法律や政令等が各種制定されていますので、日本企業に関連すると思われる分野につきまとめさせていただきます。

詳細につきましては、下記 SEC 通知および BSP 覚書を参照ください。

1. 共和国法

通称 Bayanihan to Heal As One Act (共和国法第 11469 号) が、2020 年 3 月 23 日に議会を通過し、ドゥテルテ大統領がこれを 3 月 24 日に承認して成立しました。同法は、フィリピン国憲法第 23(2) 条が国家の政策につき必要な施策を行う権限が大統領に付与されていることを確認し、必要な一時的な緊急対策を行うことを認めました。同法で列挙された必要な一時的な緊急対策の項目のうち、日本企業に関連する可能性のある項目としては、貸付金の返済及び賃料の支払い猶予が含まれますが、その詳しい内容につきましては管轄官庁が発出した細則等に詳しい規定がありますので、そちらで紹介致します。

2. 労務関連 (フィリピン労働雇用省 ; DOLE)

(1) Labor Advisory No. 09 (勧告第 09 号) (3 月 4 日付)

フィリピン労働雇用省 (Department of Labor and Employment; DOLE) は 2020 年 3 月 4 日付勧告第 09 号 (Labor Advisory No. 09 Series of 2020) にて、コロナウィルスの大流行を原因とするフレキシブルな労働調整 (Flexible Work Arrangements; FWA) を行う

ことに関するガイドラインを公表しました¹。これによると、通常の労働条件を継続することによる整理解雇や事業の閉鎖などが起こらないよう、会社は従業員と協議の後、柔軟な労働調整を一時的に行うことができることとしています。具体的には、労働時間や労働日の短縮、従業員の就業場所の変更（ローテーション）、強制的な有休取得などが例として挙げられています。これらを定めた場合、雇用主はその内容を事業場に掲示するとともに、管轄の DOLE 地方事務所にその内容を報告することが求められます。

(2) Department Order No. 209 (省令第 209 号) (3 月 17 日付)

雇用主である会社は上記の柔軟な労働調整を行い、コロナウィルスの感染拡大に対応することが可能となりましたが、労働者はその結果強制的な有給休暇の取得、また、既に有給休暇を消化している場合、出勤できなかつた分については無給となるため、支払われる給与の金額が減少することが必然となりました。そこで、かかる労働者を救済するため、フィリピン労働雇用省は省令第 209 号(Department Order No. 209 Series of 2020)を 3 月 17 日付けで発令しました²。

同省令は、コロナウィルスを原因とする国家の公衆衛生に関する非常事態宣言に基づき、労働者を保護し、雇用を守ることを目的として、コロナウィルスに関連する調整手段計画 (COVID-19 Adjustment Measures Program; CAMP) に関するガイドラインを定めるものです。

CAMP は先の勧告第 09 号に基づき勤務先の会社が導入したフレキシブルな労働調整により影響を受けた労働者又はコロナウィルスの影響により雇用先の事業が一時停止したことによりその雇用が一時的に停止された労働者の救済を目的としています。具体的な救済としては、職場における FWA の導入により強制的に有給休暇を消化したため、欠勤した分につき無給となった労働者に対して、一律 5000 ペソの支払いを行うとともに、必要に応じてジョブマッチングや職業紹介等を行うこととされています。

CAMP による救済を受けるためには、FWA の導入を DOLE に届け出た会社又は事業を一時停止した会社は DOLE 地方事務所等に対して必要書類を添付した上でオンラインで申請を行い、DOLE がその申請内容を 3 営業日以内に審査を行い、申請を承認するか、否認するかを通知します。DOLE は申請者が申請資格を充たしていない場合、また申請内容に虚偽等がある場合に申請を否認します。申請が承認された場合、DOLE は影響を受けた労働者の給与振り込み口座に対して 5000 ペソを送金することとされています。

もともと、大会社については CAMP により労働者の救済を模索するのではなく、会社自体が満額の給与を支払うことが強く推奨されています。

1

<https://www.dole.gov.ph/wp-content/uploads/2020/03/Labor-Advisory-No.-09-20-Guidelines-on-the-Implementation-of-Flexible-Work-Arrangements-as-Remedial-Measure-due-to-the-Ongoing-Outbreak-of-Coronavirus-Disease-2019-COVID-19.pdf>

2 <https://www.dole.gov.ph/wp-content/uploads/2020/03/a.department-order-no.-209.pdf>

(3) Labor Advisory No. 17(勸告第 17 号) (5 月 16 日付)

『事業の再開時における雇用の維持に関するガイドライン』

1. 本勧告は ECQ、GCQ および MGCQ 下において操業を再開する企業の雇用主および従業員を対象とします。
2. すべての雇用主は DTI および DOLE の定める最低限の衛生基準を遵守しなければなりません。
3. 実現可能な限り、就業場は自宅での就業(Work-from-home)または通信に関するアレンジメントの導入が強く推奨されます。
4. 雇用契約の解除または事業の停止の代わりに、以下の方策を採用することができます。なお、これらは一時的なものであり、公衆の健康に関する危機が存続する間適用されます。
 - (1) 従業員のその他の支店または販売店への異動
 - (2) 同一またはその他の支店または販売拠点においてその他の業務またはポジションへの従業員の異動
 - (3) 1 日または 1 週あたりの通常の就業時間の短縮
 - (4) 週または月ごとのジョブローテーション
 - (5) 就業場の部分的閉鎖
 - (6) 個別事情を考慮したその他実現可能なアレンジメント
5. 雇用者と被雇用者は一時的に被雇用者の賃金および賃金に関連する利益の調整につき、自発的に書面にて合意することができます。ただし、かかる調整は 6 ヶ月の期間を超えないものとし、期間経過後は雇用者と被雇用者が合意内容を見直し、更新することができます。
6. 整理解雇により解雇された従業員は退職金を必ず受給することができます。
7. 雇用主は採用された代替的な労働計画を DOLE 地方事務所に提出しなければなりません。

(4) Labor Advisory No. 18(勸告第 18 号) (5 月 16 日付)

『Covid-19 の予防および制御手段の費用に関するガイドライン』

Covid-19 の予防および制御にかかる費用（試験、消毒設備、手指消毒、フェイスマスクなどの個人防衛器具の導入等）は雇用主が負担しなければなりません。

3. SEC（証券取引委員会）

フィリピン証券取引委員会（SEC）が発出した、コロナウィルスに関連する通知及び覚書回覧のうち、特に外資企業に関連するものは以下の通りです。

(1) SEC 覚書回覧(Memorandum Circular)

発出日	番号	内容
5月11日	第18号	『コミュニティ隔離期間後の監査済み財務書類（AFS）およびGISの提出の手続』
3月26日	第11号	『COVID-19のアウトブレイク及び強化されたコミュニティ隔離措置期間中の預託金の拠出または申請のガイドライン』 1. 外国会社の支店がSECの営業許可から60日以内に預託金を支払う必要があり、その期限がECQにかかる場合、ECQの終了から30日以内に延長されます 2. 追加の預託金を支払う必要がある場合もECQの終了から30日以内の支払いに延長されます
3月20日	第10号	『電子メールによるGIS,AFS、既存の法律、規則により要求される要式及び文書の提出並びに電子署名の承認に関するガイドライン』 GIS、AFS等の電子メールでの提出を容認
3月18日	第9号	『COVID-19のアウトブレイク及び強化されたコミュニティ隔離措置期間中のGIS提出に関するガイドライン』 取締役等が選任された場合、GISは実際の選任日から30日以内に郵送または電子メールにてGISが提出されなければなりません。 コロナウイルスに関連する衛生上及び安全上の理由および遠隔的通信の手段がないため、または、それ以外の理由により定時株主総会及び取締役等の選任が当初予定されていた3月1日から5月31日までの間に行われなかった場合、当初予定日から30日以内にその旨及び当初予定日から60日以内に設定された選任日を通知しなければなりません。 当初予定の選任手続の不開催についての報告の後に取締役等の選任がなされた場合、実際の選任日の30日以内に報告されなければなりません。
3月12日	第6号	『取締役、受託者、株主、社員及び法人のその他の者が定時及び臨時会に電話会議、ビデオ会議及びその他電子的方法により出席及び参加することに関するガイドライン』 取締役に直接参加することのできない取締役等は、その旨事前に通知することにより、ビデオ会議または電話会議等の方法により取締役に参加することができます。

		付属定款に規定がある場合、または取締役会の過半数の賛成により、株主総会に直接参加することのできない株主等は、遠隔的方法により株主総会に参加することができます。
3月12日	第5号	『2020年四半期報告書を含む2019年年次報告書並びに2019年の監査済み財務書類の申請期間延長』 国内のみで事業を行っている会社につき、2020年6月30日まで国内及び海外で事業を行っている会社につき、2020年6月30日または渡航制限の解除から60日以内のいずれか遅い期間まで罰金なく上記書類を提出することができるものとします。 ただし、提出期限の5日前までに書面による延長要請を行う必要があります。

(2) 通知(Notice)

発出日	表題	内容
6月17日	通知	Bayanihan 法 4(aa)条及び同法施行規則 3.01 条に基づく、30 日間の義務的支払い猶予期間は、2020 年 6 月 1 日以降適用されません。
6月1日	通知	義務的支払い猶予期間は6月1日に始まるフィリピン全土における GCQ または MGCQ の期間内に期限を迎える融資については適用されません。一部地域でも ECQ または MECQ に戻った場合、義務的支払い猶予期間の適用が再開されることとなります。
5月13日	通知	Bayanihan 法 4(aa)条及び同法施行規則 3.01 条に基づき、30 日間の借入金返済に関する猶予の対象となる期間が 2020 年 3 月 17 日から 5 月 31 日までに延長されました。
4月29日	通知	Bayanihan 法 4(aa)条及び同法施行規則 3.01 条に基づき、30 日間の借入金返済に関する猶予の対象となる期間が 2020 年 3 月 17 日から 5 月 15 日までに延長されました。
4月23日	通知	上場会社 (PLC) に対し、コーポレートガバナンスに関する年次報告(I-ACGR)の提出期限を7月30日まで延長しました。
4月20日	通知	上場会社 (PLC) および証券が SEC に登録されている会社に対し、2020 年の定時株主総会の開催に関する通知等を代替的手法に行うことに関する通知
4月16日	勧告	借入金返済の猶予に関する法律に違反している金融機関に対する警告
4月16日	通知	Bayanihan 法 4(aa)条及び同法施行規則 3.01 条に基づき、30 日間の借入金返済に関する猶予の対象となる期間が 2020 年 3 月 17

		日から 4 月 30 日に延長されました。
4 月 16 日	通知	2020 年 3 月 12 日発布の SEC 覚書回覧第 5 号に基づき、財務書類の一般様式及び特別様式の提出期限についても罰則なく 2020 年 6 月 30 日まで延長されたものと見なされます。
4 月 8 日	通知	ECQ 期間における報告書の申請に関するガイドラインのまとめ
4 月 2 日	通知	Bayanihan 法 4(aa)条の施行規則(下記 BSP の覚書第 M-2020-017 号と同内容です)

4. 貿易産業省覚書回覧 (Department of Trade and Industry Memorandum Circular)

6 月 8 日	第 33 号	『覚書回覧 2020 年第 20-22 号を修正する 2020 年 5 月 22 日付修正されたコミュニティ隔離措置に関するオムニバスガイドラインに従った事業施設又は活動のカテゴリーの改訂』
6 月 4 日	第 31 号	『住居用賃料及び商業用賃料の譲歩に関する補充ガイドラインの修正』 下記覚書第 29 号の修正。 コミュニティ隔離措置の期間中に支払期限を迎える住居用賃料ならびに、中小企業 (MSME) およびコミュニティ隔離期間中営業が許されない業種の商業用賃料についての最低 30 日間の支払い猶予期間は、コミュニティ隔離措置 (ECQ,MECQ または GCQ のうち、最も長いもの) の解除の日から開始される。
6 月 2 日	第 30 号	『公共の衛生に関する緊急事態宣言により影響を受けたいペンドのためになされた支払いの返金に関するガイドライン』 個人的 (結婚式や誕生日等) またはビジネスに関連する (カンファレンス、会合またはワークショップ等) イベントの中止または規模縮小の際の料金の返金に関するガイドライン
6 月 2 日	第 29 号	『住居用賃料及び商業用賃料の譲歩に関する補充ガイドライン』
5 月 5 日	第 22 号	『強化されたコミュニティ隔離措置 (ECQ) 及び一般的コミュニティ隔離措置 (GCQ) 対象地域における操業可能な施設及び活動』 ・大統領命令 2020 年第 112 号により確認及び採用されたオムニバスガイドラインに基づく類型に従いカテゴリー 1 から 4 までの操業可能な施設及び活動が列挙されました。
4 月 11 日	第 14 号	『BPO 企業、輸出企業及びそれらに対するサービス提供者に対する強化された操業の延長された強化されたコミュニティ隔離措置の期間における保証』 延長された強化されたコミュニティ隔離措置 (ECQ) の期間中

		に BPO 企業及び輸出企業が行うことのできる業務の内容及びその条件について規定したもの。
4 月 4 日	第 12 号	<p>『住宅の賃料及び中小企業の商業物件の賃料の猶予に関するガイドライン』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Bayanihan 法 4(aa)条に規定された賃料の猶予に基づき定められたガイドライン ・ 住宅の賃料及び中小企業（MSME：総資産額が 1 億ペソ以下）が賃借する事業用物件の賃料を対象とします。 ・ ECQ 期間中（発令当時 4 月 30 日まで）に期限の到来する賃料につき、最低 30 日間の支払猶予期間を設けるものとし、その期間については利息、違約金その他の請求を行わないものとします。 ・ ECQ 期間内に発生した賃料は猶予期間後 6 ヶ月間の間に均等に上乗せして支払われるものとします。 ・ 最低 30 日間の猶予期間は、ECQ 内の最終の賃料支払い（予定）日の翌日からの 30 暦日とします。 ・ 既に支払われた賃料を返金する必要はありません。 ・ 最低 30 日間の猶予期間内には支払いを不履行したことに基づく退去強制は行われぬものとします。 ・ かかる猶予期間の不要を行わなかった賃貸人は 2 ヶ月以下の禁錮及び/又は 1 万ペソ以下の罰金に処せられるものとします。

5. BSP（フィリピン中央銀行）

<6 月 1 日付け覚書第 M-2020-045 号>

『Bayanihan 法（共和国法第 11469 号）第 4(aa)条の施行規則のよくある質問（FAQ）第 IV 項について』

・ Bayanihan 法第 4(aa)条に基づき、コミュニティ隔離期間内に期限が到来する全ての融資についての元本及び利息の支払いについては利息、違約金その他手数料を課することなく、30 日間の猶予期間を付与することが要請されていましたが、かかる 30 日間の猶予期間は 6 月 1 日以降無効となり、以後、6 月 1 日以降に支払期限を迎える全ての融資の支払いは当該支払期限が支払期限となります。

・ 5 月 31 日までに支払期限を迎えている融資についての 30 日間の義務的支払い猶予については、以降も有効です。

※なお、本稿は 2020 年 6 月 22 日時点で公表及び入手可能な情報に基づいており、以後、適宜更新致します。

（執筆者：上村真一郎）